

がけ地近接等危険住宅移転事業

①制度概要

がけ地の崩壊、土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅の除去若しくは危険住宅に代わる住宅の建設、購入および改修に要する経費に対して補助金を交付する制度。

②危険住宅とは

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅をいう。

(1) 建築基準法第39条第1項に基づき条例で指定した災害危険区域

《島根県建築基準法施行条例別表第1に規定する区域に指定された時点で、既に当該区域内に建築されている住宅に限る。》

(急傾斜地崩壊危険区域内で知事が指定する区域)

(2) 建築基準法第40条に基づき条例で建築を制限している区域 (下記「がけ附近の建築制限」参照)

《条例制定(昭和35年10月4日)前に建築された住宅に限る。》

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき知事が

指定した土砂災害特別警戒区域

《当該区域として指定された時点で、既に区域内に建築されている住宅に限る。》

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた

基礎調査を完了し、(3)に掲げる区域に指定される見込みのある区域

(5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

※既存不適格住宅とは・・・住宅建築時に施行されていた法律等には適合しているが、その後の法令等の改正により、現行法に適合しなくなっている住宅のこと。

がけ附近の建築制限

●対象

「災害危険区域内の住居の用に供する建築物」以外の建築物

●制限

擁壁の設置 (ただし、がけの土質、建築物の構造等により緩和)



③補助制度の概要

○除去費等 ……危険住宅の撤去費及び移転等に要する費

○建物助成費…危険住宅に代わる住宅の建設(購入も含む)及び改修のため、金融機関から融資を受けた場合、借入れ金の利子相当額

補助対象限度額(一戸あたり)		国負担割合	県負担割合	市負担割合	
除去費等		975千円	1/2	1/4	1/4
建設助成費	住宅建設	4,650千円	1/2	1/4	1/4
	土地購入	2,060千円	1/2	1/4	1/4
	敷地造成	608千円	1/2	1/4	1/4
合計		8,293千円			